

令和4年度島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金交付申請書の提出（下半期_帰国者接触者外来等）について

以下の留意事項は、診療・検査医療機関向けの事業区分である「帰国者接触者外来等」についてのものです。

【留意事項】

（1）補助対象経費

| 区分 | 項目 | 基準額（上限額） |
|------------|----------------------------------|----------------------|
| 帰国者・接触者外来等 | （1）HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） | 1施設当たり905,000円 |
| | （2）HEPAフィルター付パーティション | 205,000円×知事が必要と認めた台数 |
| | （3）個人防護具 | 3,600円×知事が必要と認めた人数分 |
| | （4）簡易ベッド | 51,400円×知事が必要と認めた台数 |
| | （5）簡易診察室及び付帯する備品 | 知事が必要と認めた額 |

- ① 令和2・3年度に整備した設備をさらに追加整備する場合、追加で整備が必要な理由（状況の変化等）を記載した資料を添付してください。（様式任意）
 （例）令和2年度にHEPAフィルター付パーティションを補助金により整備し、令和4年度にもHEPAフィルター付パーティションの追加整備が必要な場合は、理由書の提出が必要です。
- ② 今年度上半期分で整備した設備を追加整備することは、原則できません。
- ③ 継続的にかかる経費である「個人防護具」「簡易診察室リース料」については、上記①②の対象外です。（理由書不要、追加整備可です。）
- ④ 令和4年11月以降、診療・検査医療機関等に対して、国から個人防護具の配布が行われています。国配布を優先することとし、国配布品では不足する場合や、やむを得ない事情により国配布品以外を使用する必要があるなどの場合は、補助対象とします。

（申請手続きの際、事情の確認をさせていただく場合があります。）

（2）補助対象期間

原則令和4年10月1日～令和5年3月31日

（令和4年4月～9月について、7月以降の感染急拡大時の対応により想定を超えた個人防護具の整備等、やむを得ない事情等により申請を希望される場合は、対象となり得ますので事前にご相談ください。）

※納品が令和5年3月31日に間に合わない場合、補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。

(3) 提出書類

- ① 県ホームページよりファイルをダウンロードのうえ、誤りが無いよう記入してください。

<県ホームページ URL>

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/other/shingatacoronasetsubi.html>

※上記ホームページ内の「診療・検査医療機関向け申請書作成ファイル」をご活用ください

- ② 提出書類(5)「口座振替申出書」について、県からの支払実績がある場合は、すでに県のシステムに登録がありますので提出不要です。
これまで県からの支払実績がない場合や、支払実績がある場合でも口座変更が必要な場合は、提出をお願いします。
※申請者(代表者職氏名)と口座名義が同一となるようにしてください。
- ③ 申請書類の押印は不要ですので、メールでご提出いただけます。
ただし、添付書類の枚数が多くなる場合、添付書類については紙媒体でのご提出をお願いします。

(4) その他

- ① 予算に限りがあるため、調整させていただく場合があります。
- ② ご不明な点がある場合は、別紙のQ&Aをご確認ください。
Q&Aで確認ができない場合は担当者までご連絡をお願いいたします。

【提出期限】令和5年1月31日(火)

【提出先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部感染症対策室 総務広報グループ 担当：辰己あて

※メール提出先：kansen-hojyokin@pref.shimane.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金 Q & A

R4.11

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 手続き 設備整備（購入）は、交付決定後に行わなければならないか。 | 補助対象期間内であれば、交付決定前に整備（購入）した場合も対象となります。ただし、交付申請の審査において補助金の対象外となる場合や、予算に限りがあるため調整させていただく場合があります。 |
| 2 | 手続き 概算払を受けることは可能か。 | 可能です。交付決定後、別途指定する日までに請求書をご提出ください。 なお、実績報告の際、概算払額と実績報告額に差額が生じた場合は、返還いただきます。 |
| 3 | 手続き 実績報告は、いつ行えばよいか。 | 実績報告は、交付要綱上、整備後1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日です。 |
| 4 | 手続き 実績報告書を提出し、補助金の交付を受けた後、必要な手続きがあるか。 | 補助を受けた医療機関は、補助金交付要綱で定める「消費税仕入控除報告」を消費税の確定申告後、速やかに提出することとなっています。 おつて、提出時期になりましたらご案内いたしますので、ご準備をお願いします。 |
| 5 | 手続き 購入した設備は、使用后、廃棄処分したり、他の目的に利用してもよいか。 | 購入した設備の廃棄処分や目的外使用は、一定の期間、知事の承認が必要とされるなど、その処分に制限が設けられています。 また、補助金の返還を命じられる場合がありますのでご注意ください。 |
| 6 | 補助金額 基準額が交付されるのか。 | 基準額はあくまで上限額となります。真に必要な経費を算出いただいた上で、補助対象額と基準額（上限額）と比較し、低い額を交付することとなります。 なお、基準額（上限額）を超える部分については、申請者の自己負担となります。 |
| 7 | 補助金額 基準額の「知事が認める額」とは。 | 上限額はありますが、その設備整備に必要とされ、見積書等の資料から審査し、必要と判断される額です。 |
| 8 | 補助金額 基準額（上限額）は税込の金額か。 | 税込の金額です。 申請額も税込金額で申請してください。 |
| 9 | 補助対象 設備整備の対象期間は。 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日が補助対象期間です。 令和5年3月31日までの納品が間に合わなかった設備については、補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。 |
| 10 | 補助対象 令和2年度・3年度に整備している設備を令和4年度に追加整備として申請できるか。 | 申請可能ですが、令和3年度以前に整備してなお、追加で整備が必要な理由（状況の変化等）を記載した資料を申請書と併せてご提出ください。 ※継続的にかかる経費である「個人防護具」「簡易診察室リース料」「消毒経費」については、提出不要です。 |
| 11 | 補助対象 同じ事業区分のなかで、過去に整備した設備とは異なる設備を整備する場合、追加整備理由書が必要か。 | 【帰国者・接触者外来等事業】 同じ設備を追加整備する場合のみ追加整備理由書の提出をお願いします。 （例：令和2年度にHEPAフィルター付パティションを整備し、令和4年度に簡易ベッドを整備する場合は、理由書不要） 【帰国者・接触者外来等以外の事業】 同一事業内で補助実績がある場合、補助実績とは違う設備であっても追加整備理由書のご提出をお願いします。なお、理由書の作成にあたっては、設備ごとに追加整備理由を作成ください。 （例：重点医療機関等事業において、令和2年度に超音波画像診断装置の補助実績があり、令和4年度に血液浄化装置と気管支鏡を整備する場合は、血液浄化装置と気管支鏡それぞれの追加整備理由を記載した理由書が必要） |
| 12 | 補助対象 簡易診察室などの「付帯する備品」のみを申請することができるか | 「付帯する備品」のみを申請することはできません。 補助対象設備と一体的に整備する場合は対象となります。 |
| 13 | 補助対象 個人防護具の対象品目は。 | 補助対象となるのは、マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドです。 消毒薬は個人防護具には含まれません。 |
| 14 | 補助対象 個人防護具の基準額（上限額）の算出はどのように考えればよいか。 （「1人3,600円」の人数とは） | 補助対象期間内の診療予定日において、新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者の診療・検査に従事するスタッフの延べ人数で考えて計算してください。 例えば、医師等合計2人で対応する場合、1日2人に診療予定日数をかけ、延べ従事予定人数を積算してください。（2人×100日（診療予定日数）×3,600円＝720,000円） ※ただし、計算された基準額はあくまで上限額ですので、補助対象額と基準額（上限額）と比較し、低い額を交付することとなります。補助対象期間内において使用が見込まれる数量を調達ください。 |
| 15 | 補助対象 個人防護具はセットで調達する必要があるか。 | セットで調達する必要はありません。上記No.12に該当する必要品を調達ください。 なお、補助対象期間内において使用が見込まれる数量を調達ください。 |
| 16 | 補助対象 建設や施設の改修工事等は、補助対象にならないか。 | 建設や施設の改修工事、建物の恒久的な資産価値を増加させる工事等は補助対象となりません。ただし、補助対象となる設備を購入し、その設備を設置するための工事は、上限額の範囲内で設備整備費に含めて補助対象となります。たとえば、HEPAフィルター付き空気清浄機を購入し、診察室への設置工事を要する場合、設備購入費に設置工事費を加えて、1施設あたり905,000円の範囲内で補助申請できます。 |
| 17 | 補助対象 診療・検査医療機関でも感染症検査機関等事業を活用し、検査機器を整備できるか。 | 感染症検査機関等事業を活用した検査機器整備については、県や市からの依頼による行政検査を実施いただくことが必要です。 |